

平成30年土幌町議会第4回定例会会議録

1 議事日程第3号 12月19日(水曜日)午前10時00分開会

日程番号1		会議録署名議員の指名
日程番号2	議案第12号	平成30年度土幌町一般会計補正予算
日程番号3	議案第13号	平成30年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
日程番号4	議案第14号	平成30年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
日程番号5	議案第15号	平成30年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算
日程番号6	議案第16号	平成30年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算
日程番号7	議案第17号	平成30年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算
日程番号8	議案第18号	平成30年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算
日程番号9	議案第19号	平成30年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算
日程番号10	意見書案第10号	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書 (閉会中継続調査申出書)

2 出席議員(9名)

1番 細井 文次	2番 和田 鶴三	3番 秋間 紘一	5番 河口 和吉
6番 清水 秀雄	7番 飯島 勝	8番 出村 寛	11番 加藤 宏一
12番 中村 貢			

3 欠席議員(3名)

9番 森本 真隆	10番 大西 米明	13番 加納 三司
----------	-----------	-----------

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育長	堀江 博文
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	瀬口 豊子	会計管理者	三島 重浩
町民課長	辻 亨	保健福祉課長	高木 康弘
産業振興課長	亀野 倫生	地方創生担当課長	石垣 好典
建設課長	増田 優治	道路維持担当課長	佐藤 英明
建設課技術長	田中 敏博	病院事務長	土屋 仁志
消防課長	土屋 政勝	特老施設長	佐藤 慶岩

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事 玉堀 泰正 教育課長 藤村 延
給食センター所長 齋藤 英雄 高校事務長 上野 清子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 角田 淳二

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 矢野 秀樹 総務係長 宇佐見 和重

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

	細 井 副 議 長	昨日に引き続き、本日も加納議長が所用のため、欠席でございますので、私が議事進行を務めます。 よろしくお願いたします。 ただいまの出席議員は9名です。 なお、9番、森本議員、10番、大西議員、13番、加納議長より欠席届が出ていますので、ご報告します。 定足数に達していますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
1		日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、河川和吉議員及び6番、清水秀雄議員を指名します。
2		日程第2、議案第12号「平成30年度士幌町一般会計補正予算」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。
	瀬口総務 企画課長	総務企画課長、瀬口よりご説明申し上げます。 平成30年度士幌町一般会計補正予算〔第6号〕は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,208万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億5,721万円に改めようとするものでございます。 初めに、本補正予算の歳出で1節の報酬から4節共済費までの人件費の補正につきましては、職員の4月の人事異動並びに人事院勧告に準じた報酬、給与、手当の改正等に伴うものが主ですので、各款、項目での説明は省略させていただきますので、ご了承願います。 それでは、それ以外の歳出をご説明いたしますので、9ページをごらんください。2款1項6目企画費は、ふるさと納税に係る経費として8節報償費から13節委託料を合わせまして2,859万5,000円を追加。 10ページ、7目環境対策費は、合併処理浄化槽の設置事業費の助成

金4件分を追加するもので、120万円の追加。

10目地域生活交通確保対策事業費は、19節で十勝バス、拓殖バスの実績が確定し、これは燃料費の高騰等に伴う影響を受けたことに伴いまして補助金64万1,000円を追加するもので、特定財源として国鉄士幌線代替輸送確保基金を同額充当いたします。

12目諸費は、財源補正で、特定財源として道の地域づくり総合交付金を充当。

14目愛のまち建設基金費は、25節でふるさと寄附の増額により積立金6,000万円を追加し、特定財源として指定寄附金を同額計上いたします。

2項2目賦課徴収費、13節で地方税共通納税システム対応業務委託料159万3,000円を追加。

12ページに行きまして、3款1項6目後期高齢者医療費及び7目の国民健康保険費は、28節で職員給与費繰出金をそれぞれ減額、または追加するものでございます。

9目介護保険費、28節で介護給付費及び職員給与等の繰出金合わせまして382万4,000円を追加。

13ページ、2項4目児童手当費、23節は、29年度国庫交付金確定に伴う負担金の返還金317万8,000円を追加。

8目こども発達相談センター費、18節で療育用備品購入費28万5,000円を追加し、特定財源として愛のまち建設基金繰入金を同額充当。

14ページ、4款1項4目病院費は、19節で運営負担金及び24節の医療機器整備事業出資金合わせまして8,117万4,000円を追加し、特定財源として愛のまち建設基金繰入金117万4,000円を追加。

5款1項3目勤労青少年アパート管理費は、来年3月末に入居予定の士幌高校生の生徒対応に向けた整備費で、合わせて48万5,000円を追加。

15ページ、6款1項3目農業振興費は、強い農業づくり事業及び農業振興施設整備事業補助金、これは間接補助で事業主体のJA等に助成するもので、合わせまして4,044万5,000円を追加し、特定財源として道の補助金及び地域づくり総合交付金を同額充当。

2項1目林業振興費、24節、十勝大雪森林組合出資金は、29年度の配当金85万8,000円を追加し、特定財源として道地域づくり総合交付金ほかを充当。

16ページ、7款1項2目観光振興費、これはプラザ緑風設備改修工事、浄水ポンプの更新になります。185万8,000円を追加。

17ページ、10款2項1目、小学校の学校管理費は、臨時職員の賃金60万円を追加。

3項3目スクールバス管理費は、11節でバス修繕料180万円の追加。

18ページ、4項1目、高等学校管理費は、13節で産業廃棄物の処理、

これは蛍光灯の安定器の関係になります。委託料171万4,000円を追加。

19ページ、6項3目学校給食センター管理費は、15節で排気ガラー改修工事29万1,000円を追加するもので、特定財源として愛のまち建設基金繰入金と同額充当いたします。

次に、歳入についてご説明いたしますので、7ページをごらんください。特定財源以外の一般財源ですが、9款地方交付税4,416万5,000円、8ページで18款繰越金6,299万3,000円を計上し、収支のバランスをとったところでございます。

なお、20ページ、21ページには特別職及び一般職の給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議を賜り、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

細井副議長 これから質疑を行います。ありませんか。6番、清水議員。

清水議員 15ページの強い農業づくり事業の内容を説明をお願いします。

細井副議長 産業振興課長。

亀野産業振興課長 産業振興課長、亀野より清水議員のご質問にお答えいたします。

事業概要につきましては、9月5日の台風21号の影響で被災を受けた農業機械に対する支援事業費でございます。被災状況ですが、トラクターに木が倒れ、キャビンが破損したとの報告を受けたところでございます。修理費117万8,280円のうち2分の1、54万5,000円を国庫補助で賄うものでございます。

以上でございます。

細井副議長 ほかにありませんか。

(なし)

細井副議長 なければ、質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

細井副議長 討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

細井副議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

3 日程第3、議案第13号「平成30年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

高木保健福祉課長 保健福祉課長、高木より平成30年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第3号〕についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ587万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,196万4,000円に改めようとするものであります。

歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費では、2節、4節合わせて3万6,000円の追加は人事院勧告に伴う給与等の増によるものであります。13節では、レセプト併用化に伴う共同電算処理及び都道府県化に伴う国保情報集約システムネットワーク保守委託料合わせて16万2,000円を追加、特定財源として道の特別調整交付などを記載のとおり充当するものであります。

2目連合会負担金では、19節で国保事業報告システム改修負担金として27万円を追加するものです。特定財源として、同額特別調整交付金を充当するものであります。

5款1項1目特定健康診査等事業費では、国保ヘルスアップ事業として特定健診未受診者対策と受診者の個別保健指導等の必要経費として合計270万8,000円を追加するもので、4節で2,000円、7節で積極的指導者賃金として37万4,000円、9節で各種研修会旅費として9万5,000円、11節では展示用のフードモデルなど消耗品費、個別訪問指導用の燃料費、パンフレット等の印刷製本費として合わせて119万5,000円、12節では郵便料として25万5,000円、14節では保健指導結果分析ソフト、自動車リース料で49万2,000円を追加、6ページをお開き願います。18節では、備品購入費として指導用のタブレット端末及びプリンター29万5,000円を追加、特定財源として特別調整交付金256万円、基金繰入金14万8,000円を充当するものであります。

7款2項1目直営診療施設勘定繰出金は、国保病院での直営診療施設救急体制整備によるもので、28節で270万円を追加、特定財源として同額特別調整交付金を充当するものであります。

歳入につきましては、特定財源で説明をしておりますので、省略をさせていただきます。

なお、給与費変更に伴う給与費明細書は7ページに掲載をしておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

細 井
副 議 長
加藤議員

これから質疑を行います。ありませんか。11番、加藤議員。

5款1項7節の賃金37万4,000円とあります。積極的支援指導者の賃金となっているのですけれども、何名の方がこれに当たっているのか。そして、実績としてどれぐらいの支援実績を持っているのかをお聞きします。

細 井

保健福祉課長。

<p>副 議 長 高木保健 福祉課長</p>	<p>保健福祉課長、高木よりご説明いたします。 積極的指導者の賃金としましては、臨時の保健師が1名、臨時の栄養士が1名ということで、合計37万4,000円を計上しているものでございまして、それぞれ各15日分を計上したものでございます。 実績としましては、12月に行われております特定健診のまず勧奨、既に実施をしていますけれども、勧奨と今後の結果説明会後の指導に当たってもらうために計上したものでございます。</p>
<p>細 井 副 議 長 加藤議員</p>	<p>11番、加藤議員。 栄養士さん、保健師さん、臨時の方が当たるということなのですが、臨時ということはこの指導のときだけしか来ていないということだよ。保健福祉課のほうに籍があるわけでも何でもなくて、外部から来ていただくという格好で対応していると。今うちの保健福祉課の中で、そういうことに対応できる職員というのはいるのでしょか。</p>
<p>細 井 副 議 長 高木保健 福祉課長</p>	<p>保健福祉課長。 現状保健師については正職員で4名、栄養士1名おまして、そこを強化するという意味で、臨時でこの勧奨と保健指導の部分だけ来ていただくということで計上したものでございます。</p>
<p>細 井 副 議 長 加藤議員</p>	<p>11番、加藤議員。 特定健診の件数もふえてきていることもあって、多分その業務内容もふえているから、臨時で補うということで理解していいのですね。本来は12月だけではなくて、やっぱりある程度の期間、例えば1年に3回、4回なり様子を見ていくのが積極的指導の役割だったはずなのですが、臨時で12月で全てが解決するわけじゃなくて、それを考えるとできれば内部の職員のほうがもうちょっと長期的に受診をされた方へのケアができていくのではないかなと私は思うので、その部分が例えば12月に全てのことが解決はしないので、逆に言えばそんなに12月にまとめなくてもほかの月でもやれるものであれば、例えば春に受けた人は夏に今の職員で対応するとか、そういうことも考えていてもどうなのかなと。いわゆる積極的指導を分散するという、そのタイミングを。12月に集中しないでやっていけることのほうがどうなのかなと思うのですけれども、いかがでしょう。</p>
<p>細 井 副 議 長 高木保健 福祉課長</p>	<p>保健福祉課長。 保健福祉課長、高木よりお答えいたします。 12月といたしますか、11月からの特定健診の勧奨の電話がけ等々、結</p>

果説明会については明年1月からでございますので、それからの部分について臨時の方に出てきていただいて、その補強をしてやっていくという考え方で計上したものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

細井副議長

ほかに。

(なし)

細井副議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

細井副議長

討論なしと認め、これから議案第13号を採決します。

本案は、原案どおりに決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

細井副議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

4

日程第4、議案第14号「平成30年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

高木保健福祉課長

保健福祉課長、高木より平成30年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算〔第1号〕についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ227万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,986万円に改めようとするものであります。

歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費につきましては、本年4月の人事異動及び人事院勧告による人件費の調整で、合わせて13万1,000円を減額するものであります。特定財源として、職員給与費繰入金と同額減額するものです。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、19節で240万7,000円を追加するもので、これは収納した保険料を広域連合に納付する保険料等負担金を同額補正するものであります。

次に、特定財源以外の歳入について説明いたしますので、4ページをお開き願います。1款1項2目普通徴収保険料につきましては、現年度分普通徴収保険料240万7,000円を広域連合の賦課情報をもとに追加補正するものであります。

なお、給与費変更に伴う給与費明細書は6ページに掲載をしておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

細井

これから質疑を行います。ありませんか。

副議長

(なし)

細井副議長

質疑を終わり、討論を行います。

(なし)

細井副議長

討論なしと認め、これから議案第14号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

細井副議長

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

5

[日程第5、議案第15号「平成30年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算」を議題とします。](#)

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

高木保健福祉課長

保健福祉課長、高木より平成30年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第3号〕についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ819万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,607万5,000円に改めようとするものであります。

歳出からご説明いたしますので、7ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は、本年4月の人事異動及び人事院勧告による人件費の調整で、2節から4節まで合わせて319万9,000円を追加するものです。特定財源として、職員給与費繰入金と同額充当するものであります。

2款1項7目居宅介護福祉用具購入費は、実績見込みにより70万円を追加、特定財源として記載のとおり制度のルールに基づき充当をするものです。

8目居宅介護住宅改修費は、実績見込みにより30万円を追加、特定財源として記載のとおり制度のルールに基づき充当をするものです。

8ページをお開き願います。9目居宅介護サービス計画給付費は、実績見込みにより500万円を追加、特定財源として記載のとおり制度のルールに基づき充当をするものであります。

2款2項3目地域密着型介護予防サービス給付費は、実績見込みにより100万円を減額、特定財源として記載のとおり制度のルールに基づき減額をするものであります。

特定財源以外の歳入についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。7款2項1目介護給付費準備基金繰入金を103万2,000円追加し、歳入歳出の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

細井

これから質疑を行います。ありませんか。

副 議 長

(な し)

細 井

質疑を終わり、これから討論を行います。

副 議 長

(な し)

細 井

討論なしと認め、これから議案第15号を採決します。

副 議 長

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

細 井

異議なしと認めます。

副 議 長

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

6

[日程第6、議案第16号「平成30年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算」](#)を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。

佐藤特養

特別養護老人ホーム施設長、佐藤より平成30年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算〔第1号〕についてご説明いたします。

施 設 長

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ339万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,249万円に改めようとするものであります。

歳出からご説明いたしますので、5ページをごらん願います。1款1項1目施設介護サービス事業費の2節給料及び3節職員手当等につきましては、正職員が1名増員されたことにより給料を341万6,000円、職員手当等を99万6,000円それぞれ追加するものです。4節共済費及び7節賃金につきましては、給料表の改正及び職員の異動により共済費を71万円追加、賃金を830万2,000円減額するものです。11節需用費につきましては、重油単価の値上がりにより燃料費を273万円追加、電気料金の値上がりにより電気料を98万円追加、給水ポンプの故障により修繕費を286万2,000円追加し、需用費全体で657万2,000円を追加するものです。

次に、一般財源についてご説明いたしますので、4ページをごらんください。4款1項1目繰越金では、前年度繰越金を339万2,000円追加し、歳入歳出の均衡を図るものです。

なお、6ページには給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただけますようお願い申し上げます。

細 井

これから質疑を行います。ありませんか。

副 議 長

(な し)

細 井

質疑を終わり、これから討論を行います。

副議長

(なし)

細井

討論なしと認め、これから議案第16号を採決します。

副議長

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

細井

異議なしと認めます。

副議長

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

7

日程第7、議案第17号「平成30年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。

増田

建設課長、増田より平成30年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算〔第1号〕についてご説明いたします。

建設課長

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ29万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,914万3,000円に改めようとするものでございます。

最初に、歳出予算からご説明いたしますので、5ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の2節給料41万4,000円の減額、3節職員手当等58万6,000円の増額、4節共済費12万6,000円に増額するものでございます。

次に、歳入の一般財源についてご説明いたしますので、4ページをお開きください。4款1項1目繰越金で前年度繰越金29万8,000円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

なお、6ページには給与費明細書を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

細井

これから質疑を行います。ありませんか。

副議長

(なし)

細井

質疑を終わり、これから討論を行います。

副議長

(なし)

細井

討論なしと認め、これから議案第17号を採決します。

副議長

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

細井

異議なしと認めます。

副議長

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

8

日程第8、議案第18号「平成30年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。

増田 建設課長、増田から平成30年度土幌町公共下水道事業特別会計補正
建設課長 予算〔第1号〕についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ18万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,623万3,000円に改めようとするものでございます。

最初に、歳出予算からご説明いたしますので、5ページをお開きください。1款1項1目一般管理費では、2節給料7万1,000円、3節職員手当等5万1,000円、4節共済費6万6,000円の増額をするものでございます。

次に、歳入の一般財源についてご説明いたしますので、4ページをお開きください。5款1項1目繰越金で前年度繰越金に18万8,000円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

なお、6ページに給与費明細書が掲載されておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

細井 これから質疑を行います。ありませんか。

副議長

(なし)

細井 質疑を終わり、これから討論を行います。

副議長

(なし)

細井 討論なしと認め、これから議案第18号を採決します。

副議長

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

9

日程第9、議案第19号「平成30年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算」を議題とします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。国保病院事務長。

土屋病院

事務長

国保病院事務長、土屋より平成30年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第1号〕についてご説明を申し上げます。

第2条、業務の予定量につきまして、年間患者数、入院1万4,600人を1万2,593人に、外来では2万2,084人を2万780人に改め、1日平均患者数の入院40人を34.5人に、外来90.9人を85.5人にそれぞれ改めるものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額では、収入、1款病院事業収益8億7,071万3,000円を8億6,126万3,000円に、1項医業収益4億9,928万1,000円を4億983万1,000円に、2項医業外収益3億7,143万2,000円を4億5,143万2,000円に改め、支出、1款病院事業費用9億973

万1,000円を9億2,482万5,000円に、1項医業費用8億9,354万円を9億863万4,000円に改めるものでございます。

続きまして、2ページに移り、第4条の資本的収入及び支出の予定額では、収入、1款資本的収入1億8,413万2,000円を1億8,800万6,000円に、1項一般会計出資金5,653万2,000円を5,770万6,000円に改め、2項国保会計繰入金に270万円を追加するものでございます。

第5条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費5億8,515万8,000円を5億8,887万2,000円に改めるものでございます。

第6条では、他会計からの補助金3億5,000万円を4億3,000万円に改めるものです。

それでは、補正予算説明書に基づき、収益的支出から説明をさせていただきますので、6ページをお開きをいただきたいと思います。1款1項1目給与費では、人事院勧告に伴う給与改定と人事異動等に伴い371万4,000円を追加するもので、内訳として給料で233万1,000円、3節賃金で44万6,000円の減のほかは、2節手当で401万円、4節法定福利費で132万5,000円、5節期末勤勉手当引当金繰入額で96万9,000円、6節法定福利費引当金繰入額で18万7,000円それぞれ増額するものでございます。

1款1項3目経費では、医師の減少によります当直医、出張医の謝礼金及び旅費、交通費の増、燃料費で重油単価の増などを見込み、合わせて1,138万円を追加するものでございます。

続きまして、収益的収入についてご説明いたしますので、5ページをお開きいただきます。1款1項1目入院収益につきましては、実績から年間患者数の減により5,518万5,000円を減額、2目外来収益につきましても実績から年間患者数の減少により3,426万5,000円を減額するものです。

2項医業外収益、2目他会計負担金では、経営基盤強化策に要する負担金として8,000万円を増額し、4億3,000万円とするものでございます。なお、他会計負担金を入れても不足する当年度純損失額は、6,356万2,000円となる見込みでございます。

次に、資本的収入についてご説明をいたしますので、7ページをお開き願います。1款1項1目一般会計出資金で医療機器購入事業出資金として確定により117万4,000円を、2項1目国保会計繰入金で270万円を増額をするものでございます。

このほか今回の補正予算にかかわる給与費明細書を8ページから9ページにかけて添付をいたしましたので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

細 井

これから質疑を行います。ありませんか。

- 副議長 (なし)
- 細井副議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
- 副議長 (なし)
- 細井副議長 討論なしと認め、これから議案第19号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 副議長 (異議なし)
- 細井副議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 10 日程第10、意見書案第10号「核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書」を議題といたします。
なお、意見書案第10号については、朗読及び提案者の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
- 副議長 (異議なし)
- 細井副議長 異議なしと認めます。
これから意見書案第10号の質疑を行います。ありませんか。
- 副議長 (なし)
- 細井副議長 質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。
- 副議長 (なし)
- 細井副議長 討論なしと認め、これから意見書案第10号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 副議長 (異議なし)
- 細井副議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
「閉会中継続調査申出書」を議題とします。
議会運営委員会の委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査申し出がございます。
お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
- 副議長 (異議なし)
- 細井副議長 異議なしと認めます。
したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
以上で本定例会に付議された事件は全て終了しました。
したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。
- 副議長 (異議なし)
- 細井副議長 異議なしと認めます。

副 議 長

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。
これで本日の会議を閉じます。
平成30年第4回土幌町議会定例会を閉会します。

(午前10時37分)